

令和3年度 第9回庁議要旨

日時：令和3年8月3日（火）
午前9時～午前10時30分
会場：防災センター

[審議事項]

1 新市まちづくり計画の変更について（復興政策部）

新市まちづくり計画は、合併後の新市を建設していくための基本方針等を策定するもので、この計画を実現することにより新市の一体化を促進し、地域福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を図るため策定されたものである。

また、計画に盛り込まれる一定のソフト・ハード施策については、合併特例債等の財政支援措置が講じられ、新市のまちづくりをより効果的に進めることが可能となっている。

当初段階における市町村の合併の特例に関する法律（旧合併特例法）では、合併が行われた年度及びこれに続く10年間、本市においては平成27年度までの発行が可能となっていたが、その後法改正が行われ、東日本大震災の被災市町村については、計画期間（起債発行期限）を25年間（令和12年度まで）とすることが可能となった。

現行の「新市まちづくり計画」の計画期間の延長及び自主的に設定していた合併特例債の普通建設事業費枠の撤廃に係る変更を行い、令和12年度まで合併特例債を活用できる環境を整える。

(1) 主な内容

計画期間を5年間延長し、25年間（令和12年度まで）とするとともに、財政計画における普通建設事業費について、合併特例債起債可能額の7割を目途としていた事業費枠を撤廃する変更を行うもの。

【変更箇所】

- ・計画期間 20年間（令和7年度まで）から25年間（令和12年度まで）に変更
- ・新市の概要 最新のデータに修正
- ・主要指標の見通し 令和2年から令和12年までを推計
- ・県事業の推進 「新・宮城の将来ビジョン」の内容を反映させたものに修正
- ・財政計画 合併特例債起債可能額の事業費枠を撤廃するとともに、令和12年度までの財政計画を掲載

(2) 今後の予定

- 令和3年8月中旬 本協議に係る承認通知（県→市）
- 令和3年9月2日 市議会第3回定例会に議案提出
- 令和3年10月～11月 地域まちづくり委員会へ新市まちづくり計画変更内容の説明
- 令和3年11月～12月 計画書の送付（市→総務省、県）

2 公共事業空き地情報バンクの廃止について（復興事業部）

公共事業空き地情報バンクは、地権者の協力を得て、市街化区域内にある空き地の情報を登録し、防災集団移転事業等の公共事業で利用することにより、市街化区域内にある未利用地の有効利用と中心部への安住化を推進することを目的として開始した。

平成24年度の空き地情報バンク登録後、防災集団移転場所として移転対象者に対し、説明会を行い数件の問い合わせがあったものの、本制度による移転希望者は居なかった。

防災集団移転団地の宅地については、平成26年度から引き渡しを開始し、令和2年度をもって、移転対象者に対する供給が完了した。

また、国、県、庁内に対し、公共事業活用について照会したものの、利用する事業はなかった。

防災集団移転対象者の再建が完了したこと、また、他公共事業での利活用がないことから、本制度を廃止する。

(1) 主な内容

石巻市公共事業空き地情報バンクを廃止するもの。

(2) 今後の予定

令和3年8月 石巻市公共事業空き地情報バンク設置要綱の廃止

3 （仮称）稲井こども園の設置について（福祉部・教育委員会）

井内保育所は、東日本大震災で被災し、平成24年度に公益財団法人日本ユニセフ協会より寄附を受けて建て替えたものの、外壁の損傷や雨漏りなどによる老朽化が著しい状況である。

また、稲井幼稚園については、昭和55年の開園から41年経過している老朽施設であることから、両施設の統合及び廃止を行い、新たな保育施設の整備が必要となっている。

井内保育所と稲井幼稚園を統廃合し、必要な保育供給量の確保と人的資源の有効活用を図るため、民間誘致による（仮称）稲井こども園を設置する。

(1) 主な内容

- ① 施設名称 （仮称）稲井こども園
- ② 施設種別 認定こども園
- ③ 開園予定 令和6年4月1日
- ④ 場 所 トゥモロービジネスタウン内No.19（詳細別紙）
- ⑤ 敷地面積 4,064㎡（開園後10年間無償貸与）※その後の貸付方法は別途協議
- ⑥ 規模（定員）

定員数	内訳	
	1号認定（幼稚園機能）	2・3号認定（保育所機能）
100名	20名	80名

- ⑦ 設置主体 民設民営
- ⑧ 選定方法 公募（プロポーザル方式）
- ⑨ 候補地の選定理由

・交通アクセスが良く、地区外やトゥモロービジネスタウン内企業からの利用も容易となり待機児童の解消が図られる。

- ・周辺環境に恵まれており、面積的にも十分な用地が確保できることから、幼児教育の充実が図られる。

(2) 今後の予定

令和3年	8月	利用児童保護者等への説明
	9月	(仮称) 稲井こども園設置・運営事業者選定委員会設置規則制定
	10月	(仮称) 稲井こども園設置・運営事業者公募開始
	12月	(仮称) 稲井こども園設置・運営事業者選定
令和4年	4～8月	建設費補助金事前協議 (県・市・設置運営事業者)
令和5年	2月	建設費補助金協議
	5月	建設補助金交付決定
	9月	(仮称) 稲井こども園建設工事着工
	10月	入園募集
	12月	市議会第4回定例会に石巻市保育所条例の一部改正について提案
令和6年	4月	開園

4 放課後児童クラブ利用負担金の改定について (福祉部)

本市の放課後児童クラブ利用負担金 (以下「利用負担金」という。) は、合併時に現行の金額を設定して以来、改定していない。

また、児童福祉法の改正により、平成27年度から対象児童が高学年まで拡充され、利用申込が増加したことから、施設整備及び放課後児童支援員等の増員による放課後児童クラブの運営費の増加が行財政改革の重点課題になっている。

国においては、運営費の半分は保護者が負担することが望ましいとの考えを示しているが、本市の令和3年度における運営費に対する利用負担金の割合は約15%であり、国の考え方と相当乖離している状況となっている。

放課後児童クラブ事業を安定的に継続する観点から、利用者負担の適正化を図る。

(1) 主な内容

■利用負担金の改定

児童1人当たりの利用負担金					
	月額	学年始休業 期間加算額	夏季休業期間 加算額	冬季休業期間 加算額	学年末休業 期間加算額
改定前	2,000円	500円	2,000円	500円	500円
改定後	<u>3,000円</u>	<u>750円</u>	<u>3,000円</u>	<u>750円</u>	<u>750円</u>

※兄弟・姉妹利用の場合、2人目以降は半額。

生活保護世帯、同居者全員が非課税でかつ、母子 (父子) 家庭、障害者 (児) のいる世帯等は免除。

(2) 今後の予定

令和3年	9月	市議会第3回定例会に石巻市放課後児童クラブ条例の一部改正について提案 (施行予定年月日：令和4年4月1日)
------	----	--

10月 令和4年度放課後児童クラブ利用募集案内にて周知
(ホームページ、市報でも周知)

5 石巻市産業振興計画の策定について（産業部）

平成19年2月に「石巻市産業振興プラン」（計画期間：平成19年度～平成28年度）を策定し、平成28年度に新計画を策定する必要があったが、震災により経済状況等が大きく変化したことから、「石巻市震災復興基本計画」（計画期間：平成23年度～平成32年度）に基づき施策を展開してきた。

農林水産業や製造業、観光業など、多様な産業構造と港湾や漁港などの産業基盤が整った本市の特性を活かした産業の振興をはじめ、多様なニーズに対応できる就業環境の整備、地域企業の人材育成などを示した石巻市産業振興計画を策定する。

(1) 主な内容

① 将来像

「多彩な人材が活躍できる、誇りと活気にあふれるまち」の実現と持続的な経済の発展を目指す。

② 計画期間

令和3年度～令和12年度（10年間）

ただし、社会情勢の変化等に対応するため、適宜、施策の改善に努める。

③ 施策の方向性

各産業部門（産業商工、水産、農林、観光）に関する取組内容を示す。

施策1 賑わいと活気にあふれる商工業の振興

施策2 持続可能な漁業・水産加工業の振興

施策3 魅力的な農林畜産業の振興

施策4 地域資源を活かした観光事業の振興

施策5 企業誘致の推進と新たな産業の創出

施策6 未来の産業を担う人材の確保と育成

④ 連携施策の方向性（戦略連携プロジェクト）

本市の特性（優位性、劣位性など）とともに時代の潮流や本市を取り巻く社会経済情勢（外部環境のプラス要因、マイナス要因）などを踏まえて、本市の戦略的な方向性などを、SWOT分析手法を用いて整理し、それらの実現のために、各分野の枠を超えて「施策の方向性」で示す施策を束ねた。

プロジェクト施策1 交流人口・関係人口拡大プロジェクト

プロジェクト施策2 新たな技術を活用した産業振興プロジェクト

プロジェクト施策3 強い農林水産業創造プロジェクト

⑤ 推進体制

事業者、産業関連団体、産業支援機関、金融機関、教育研究機関、市民、国・県との連携・協働により、計画の推進を図る。

※詳細は別紙のとおり

(2) 今後の予定

令和3年9月中旬～下旬 パブリックコメント実施

10月下旬～11月 石巻市産業振興計画策定

6 石巻市企業立地等促進条例に係る指定企業者要件等の見直し及び用地取得費助成金等の創設について（産業部）

石巻市震災復興基本計画の発展期における企業誘致を積極的に進めるため、平成30年11月に「石巻市企業誘致推進計画」を策定し、企業誘致活動を推進してきた。

更なる企業立地促進を図るべく、石巻市企業誘致推進計画の検証結果、これまでの助成実績及び企業誘致アドバイザーの意見等を踏まえ、優遇制度及び交付限度額等の見直しを図る必要がある。

優遇制度を拡充することで、本市へ企業立地することの優位性を打ち出し、産業の振興と雇用の拡大を図るとともに地域経済の活性化・市財政の安定化に資する。

(1) 主な内容

① 投下固定資産額及び常用従業員要件の緩和と見直し

石巻トゥモロービジネスタウンへの企業立地を促進するため、当該用地以外の場所に立地する場合と比較し要件を緩和していたが、一定の企業立地が図られたことから、市内全域で要件を統一する。

また、大企業と中小企業、新設、増設及び移設とそれぞれに要件を設定していたが、立地促進の観点から企業規模及び立地形態による区分を設けないこととする。

② 対象業種の見直し及び支援の拡大

立地が見込まれにくい業種等（熱供給業、遊園地、テーマパーク等）を除外し、加工原魚不足等の課題を抱える水産加工業等の振興に資するため、閉鎖循環式陸上養殖を追加する。

また、「重点誘致業種」、「戦略分野業種」については、制度が複雑化している状況から、これを廃止し、対象業種すべてが重点的に誘致すべき業種として取り扱う。

また、一定規模以上の「増設」及び「移設」についても比較的高い雇用効果や税収等が見込まれることから「新設」とみなし、新設と同等の支援を行う。

③ 用地取得費助成金の創設

県内の他産業用地と比較し、特に用地価格の高い上釜・下釜地区及び湊西地区産業ゾーンといった災害危険区域等への企業立地を促進するため、用地取得費に対する制度を創設する。

助成金額は、分譲単価－12,000円/㎡（県内の他産業用地の平均分譲単価）×助成率1/2×分譲面積とし、100,000千円を限度とする。ただし、増設と移設は助成率1/4とする。

④ 情報関連・バックオフィス等企業立地促進助成金の創設

情報関連及びバックオフィス関連産業については、初期投資額が小さく従来の制度では投下固定資産額の要件を満たさないケースが多かったものの、雇用効果が見込まれ、さらには若者の働く場の確保にも資することから、対象要件を新規雇用者数3人以上とし、新たに助成制度（投下固定資産額、賃貸借料、新規雇用）を創設する。

⑤ 上水道料金助成金、雇用奨励助成金、環境対策設備助成金及び事業継続対策助成金の見直し

上水道料金助成金は制度見直しにより、対象を新設のみとし、災害危険区域の二線堤海側及び半島沿岸部の低平地に立地する場合のみ対象とする。対象経費は事業者自らが海水の淡水化や地

下水を利用する場合に要する維持管理及び運用経費も含む。助成率及び助成限度額は一律、対象経費の50%相当額、年間10,000千円とする（5年間交付）。

雇用奨励助成金について、更なる新規雇用創出のため、増設及び移設の限度額を10,000千円から限度額なしに改め、災害危険区域の二線堤海側及び半島沿岸部の低平地に増設・移設する場合、新たに1人あたり20万円のインセンティブを設ける。

環境対策設備助成金及び事業継続対策助成金は制度見直しにより、交付限度額を15,000千円から10,000千円に改め、環境対策設備助成金は新設のみを対象とする。

⑥ 緑化推進助成金、技術研修派遣助成金、市内企業発注促進助成金及び新産業等創出促進助成金等の廃止

緑化に要する経費の30%、交付限度額5,000千円としていた緑化推進助成金を廃止し、環境対策助成金の対象経費に緑化に要する経費を追加するもの。

これまでの利用実績や企業立地等促進条例に規定する他助成金の創設や拡充等を踏まえ、制度のスリム化と集中支援を図るため、併せて上記3つの助成金を廃止する。並びに、石巻市新産業等創出促進助成金の交付等の特例に関する規則も併せて廃止する。

(2) 今後の予定

令和3年9月 市議会第3回定例会へ企業立地等促進条例の全部改正について提案
企業立地等促進条例施行規則改正
(施行予定年月日：令和3年10月1日)

7 石巻市都市計画マスタープランの改定について（建設部）

平成20年度に策定した都市計画マスタープラン（目標年次平成37年）の策定から10年以上経過し、その間、東日本大震災の発生や復旧・復興事業の進展などに伴い、都市を取り巻く状況は著しく変化している。

震災以降の状況変化を把握・整理するとともに、現計画の策定以降に策定された各種計画やそれら計画に基づく取り組み状況などを整理し、都市計画マスタープランに反映させる必要がある。

人口減少・超高齢社会が進行する中で、震災からの復興を踏まえた持続可能な都市づくりとコンパクトでネットワーク化された都市構造の構築を図るため、都市計画マスタープランの改定を行う。

(1) 主な内容

① まちづくりの基本理念

本市の豊かな自然や文化、産業、人材を守り活かしながら、人口減少・超高齢社会、災害や社会経済リスクに備え、優良なストックを保全・活用しつつ、都市の低コスト化も念頭に、コンパクトでネットワーク化された都市構造の構築を目指す。

② まちづくりの基本目標

- 基本目標1 住み続けられるまち
- 基本目標2 個性と活気にあふれるまち
- 基本目標3 地域資源を大切にすまち
- 基本目標4 自然と共生するまち
- 基本目標5 公民が連携する協働のまち

③ 計画期間 令和3年度～令和22年度

(2) 今後の予定

令和3年	9月下旬から10月下旬	パブリックコメントの実施
11月上旬		第4回改定庁内検討会議の開催
	中旬	都市計画審議会への諮問
12月中旬		都市計画審議会からの答申
	下旬	石巻市都市計画マスタープランの改定

8 都市計画道路 釜大街道線整備事業用地に係る訴訟の提起について（建設部）

都市計画道路 釜大街道線は、復興交付金及び社会資本整備総合交付金（復興枠）を財源に整備を進め、総延長約3.6kmのうち復興交付金区間である約1.8kmについては、昨年10月2日に供用開始済である。

残る区間において、交渉に難航する地権者がいることから、土地収用法による取得を目指し手続きを進めていたところであるが、本年1月に契約締結に至ったことから、移転に着手する費用として前払金を支払い移転を促していたが、履行期限を迎えても一向に土地の明渡しが進まない状態となっている。

物件移転補償契約に基づく履行期限が到来しても土地を明け渡す状態にならないことから、復興事業である本事業を早期完了するため、土地の明渡しを求め訴訟を提起する。

(1) 主な内容

物件移転補償契約の相手方に対し、街路事業用地の明渡しを求めるため訴訟を提起する。

【対象物件】

建物等 石巻市大街道東二丁目地内 居宅（木造2階建）、倉庫など

所有者 亡A名義（相続人 計4名：妻（B）、子3名（C、D、E））

土地 石巻市大街道東二丁目地内 計14筆

所有者 B名義（契約済み：成年後見人選任）

相続人のうち1名が移転の意思を示すことなく当該居宅に居住しているため、訴訟を提起し、街路事業に必要な土地の明渡しを求めるもの。

他の相続人については、事業に協力的であり、説得を試みてももらったが効果がない。

(2) 今後の予定

令和3年9月 市議会第3回定例会に訴訟の提起について提案

※訴訟手続きにより移転を促し、令和3年度内での解決を目指す。勝訴した場合でも判決に従わない場合を想定し、今後の経過を見ながら強制執行も視野に入れ対応を進める。

9 地震災害時の応急対策活動協力に関する協定の締結について（建設部）

東日本大震災を契機に、大規模地震発生時に各自治体が宮城県の支援を待たずに、地域主導型で、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次被害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物応急危険度判定体制の整備を予定していたところ、令和3年6月に地震災害時の応急対策活動協力に関する協定の締結について、一般社団法人宮城県建築士会、一般社団法人宮城県建築士事務所協会、公益社団法人日本建築家協会東北支部宮城地域会から申出があり、これまで協議を行ってきた。

協定締結により地域主導型応急危険度判定の体制を構築することで、災害発生時において迅速に対応し、二次被害の防止に努め、住民安全確保を図る。

(1) 主な内容

【協定先】

一般社団法人宮城県建築士会 (仙台市宮城野区二十人町303-3)
一般社団法人宮城県建築士事務所協会 (仙台市青葉区上杉2丁目2-40)
公益社団法人日本建築家協会東北支部宮城地域会 (仙台市青葉区一番町4-1-1)

【協定内容】

- ① 応急対策活動
- ② 協力の要請方法
- ③ 判定士及び第三者に対する補償制度
- ④ 連絡体制の在り方
- ⑤ 石巻市と建築関係団体との情報共有及び連絡体制

【協定締結期間】

協定締結の日から1年間とする。(1年ごとに自動更新)

(2) 今後の予定

令和3年9月1日 協定締結式

10 石巻市複合文化施設(マルホンまきあーとテラス)駐車場の拡充について(教育委員会・産業部)

石巻市複合文化施設については、本年4月1日に芸術文化センターのうち研修室等の供用を開始し、6月以降には大ホール等の供用を開始しており、大規模な公演や全国的な展示会などが開催され、多くの来館者が訪れている。

来館者駐車場として、施設内に347台の駐車台数を確保したほか、隣接する石巻市総合運動公園(セイホクパーク石巻)駐車場も利用可能としているが、来館者の多い週末は、運動公園側においても駐車車両が多く、今後開催する大会等の規模によっては、来館者の駐車場が不足することが想定されている。

本施設への来館者の駐車場を確保する。

(1) 主な内容

① 来館者駐車場の確保

本施設に隣接する石巻トゥモロービジネスタウンのうち、分譲用地の一部(No.21、No.22)の用途を産業用地から本施設来館者用駐車場に変更し、財産の所管を産業部から教育委員会に変更する。

② 駐車台数(見込み) 600台

③ 土地の概要

石巻市開成地区内(石巻トゥモロービジネスタウン内)

No.21: 8,059㎡ No.22: 9,534㎡ 合計: 17,593㎡

(2) 今後の予定

令和3年8月	公有財産所管換え 駐車場として管理・整備実施
9月	駐車場として使用開始
秋	石巻市博物館開館

[報告事項]

1 令和4年石巻市成人式について（教育委員会）

成人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ますことを目的に成人式を行う。

(1) 主な内容

① 日程及び会場

令和3年6月30日現在（人）

日 時	地区	会 場	対象者数
令和4年1月5日（水）午後2時	桃生	桃生公民館文化ホール	59
令和4年1月9日（日）午前11時	河南	遊楽館かなんホール	162
令和4年1月9日（日）午前11時	北上	北上小学校体育館	19
令和4年1月9日（日） ① 午後1時 ② 午後3時	石巻	マルホンまきあーとテラス大ホール	965
令和4年1月9日（日）午後2時	河北	河北総合センター文化交流ホール	68
令和4年1月9日（日）午後2時	雄勝	雄勝公民館大ホール	3
令和4年1月9日（日）午後2時	牡鹿	牡鹿保健福祉センター多目的ホール	15
2日程		7会場	1,291

令和3年6月30日現在対象者数内訳（住民登録者）（人）

地 区	男	女	計
石 巻	458	507	965
河 北	40	28	68
雄 勝	0	3	3
河 南	81	81	162
桃 生	28	31	59
北 上	9	10	19
牡 鹿	10	5	15
計	626	665	1,291

② 開催内容

ア 対象者について

平成13年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者で、石巻市に住所を有する者（外国人も含む）。又は、就職、進学等で石巻市以外に住所を有しているが、帰省して参加を希望する者

イ 内容について

式典、実行委員会によるアトラクションを行う。

ウ 石巻地区について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2回に分けて開催する。

(中学校ごとに指定する予定)

(2) 今後の予定

令和3年 9月 市報いしのまき9月1日号へ掲載予定

10月～ 実行委員会開催

12月 案内通知(はがき)発送予定

・石巻地区分 12月5日頃発送予定

・他6地区分 12月5日頃6公民館に引き渡し予定

2 令和5年以降の石巻市成人式の対象年齢について(教育委員会)

平成30年6月13日に民法が改正され、成年年齢を20歳から18歳に引き下げることに
ついて、令和4年4月1日から施行されることとなった。

また、成人年齢引き下げに伴い、少年法も改正され、18歳と19歳は20歳以上の成人と区別
し特定少年と位置づけられ、少年法の保護対象となっている。なお、飲酒や喫煙、公営競技(競馬・
競輪等)の年齢制限については、引き続き20歳以上となっている。

民法上の成年年齢は、18歳に引き下げられるが、少年法や社会的状況を鑑み、成人を祝い励ま
すことを目的に開催する成人式の対象年齢については、引き続き20歳とする。

(1) 主な内容

令和5年以降の石巻市成人式の対象年齢についても、引き続き20歳とする。

① 対象者について

ア 式典開催の年度内に20歳に達する者

イ 石巻市に住所を有する者(外国人も含む)

ウ 就職、進学等で石巻市以外に住所を有しているが、帰省して参加を希望する者

② その他

令和5年以降の成人式名称については、今後検討を行う。

(成人式や二十歳のつどいなど)

(2) 今後の予定

令和3年9月 市報いしのまき9月1日号へ令和5年以降の石巻市成人式の対象年齢につい
て掲載予定。併せて、市ホームページ等により、広報を行う。

【その他】

・職員証及び名札の取扱いについて(総務部)

・令和3年度石巻市総合防災訓練実施要領について(総務部)

以上